



国政報告⑦ 2016年秋号

三宅伸吾

自由民主党 参議院議員

2016年8月25日

目次

(一)	はじめに.....	2
(二)	積極的象徴天皇.....	4
1.	望ましいあり方を模索.....	4
2.	退位を希望するは「非国民」.....	6
(三)	国際関係.....	8
1.	視察.....	8
①	膨張する中国.....	8
②	政権交代の台湾.....	10
③	安全保障と米国.....	11
2.	欧州連合（EU）と英國.....	12
3.	国際機関の誘致に成功.....	16
(四)	通常国会.....	17
1.	法務委員会.....	17
①	ヘイトスピーチ.....	17
②	刑事訴訟法.....	19
③	裁判官の過ち.....	20
2.	ODA特別委員会	22
(五)	党や議連などの活動.....	22
1.	ロボット議連.....	22
2.	人工知能とルール.....	23
3.	経済成長へ知財改革.....	24
①	特許権.....	24
②	著作権.....	27
4.	社員旅行と税.....	29
5.	造船大国ニッポンへ.....	30

6.	四国の活性化（新幹線、遍路道、盆栽など）	31
7.	日本を元氣にする会	33
(六)	参議院選挙	35
1.	選対本部長	35
2.	絶滅危惧種	36
3.	未来志向	37
(七)	おわりに	38

(一) はじめに

2016年通常国会と参議院選挙などのリポートです。国会が会期末を迎えた6月1日、安倍総理は2つの決断を表明しました（写真¹）。

- ① 衆参の同日選挙は見送る。
- ② 消費税率10%への引き上げ時期を2017年春から2年半延期し、2019年秋からとする。

総理は記者会見で、「頭の中を解散がよぎった」ものの、熊本地震を考慮しダブル選挙を見送り。また、消費税率引き上げの再延期は世界経済のリスクに備えるためだと説明しました。



相反するベクトル

総理の決断は私の思いとは異なるものの、重く受け止めました²。総理のもとには私が知らない様々な情報が届けられるからです。デフレ脱却、世界経済の下方リスクへの備え、財政再建、これまで

¹ <http://mainichi.jp/articles/20160602/k00/00m/010/119000c>

² 2015年通常国会で成立した平和安全法制。審議を担当した特別委員会のメンバーとして100時間超の審議に加わった私は衆参ダブル選挙を訴えていました。野党の多くが同法制の廃止を求める以上、この是非を争点とし2016年7月に同日選挙を実施。憲法改正の発議に必要な議席数を参議院でも目指すべきだと考えたからです。

しかし、4月に熊本、大分県を大地震が襲いました。復旧に万全を期すため、国会の会期を延長、参院選挙を遅らせたうえ、余震がおさまればダブル選挙を実施すべきだと主張しました。

我が国経済の発展に重要なTPP関連法案、外国人技能実習適正化法案等を成立させるためにも、国会会期の延長は必要でした。

消費税については、①デフレ脱却を最優先し税率引き上げを再延期する、それとも、②税率を予定通り引き上げたうえで、増収分以上を税率引き上げで打撃を受ける低所得者、子育て世帯等に全額・給付還元するほか、経済対策として大型補正予算を組む——といった選択肢があつたように思います。

最終的には②が望ましいと私は考えていました。その理由は、再延期の場合には関連する法律の整備が必要なため、秋の臨時国会で関連法案の審議に時間をとられ、継続審議となつたTPP関連法案など他の重要法案の成立に悪影響が出ることを心配したからです。

例えば、もし、15年通常国会に提出された技能実習適正化法案が16年秋の国会でも成立しなければ、人手不足が続く介護現場の窮状がさらに続くことになります。というのも、政府方針は適正化法案の成立、施行を待つ（この点は実は改正法案の法律事項ではない）、技能実習の対象職種に介護を追加する予定だからです。

の公約との整合性——。多くの相反するベクトルを前に、苦渋の決断だったはずです。

2016年通常国会で、私は予算委員会と法務委員会に多くの時間を割きました。特に理事を務める法務委では、差別的表現（ヘイトスピーチ）解消法の制定、刑事訴訟法等の改正法を成立させました。

刑事訴訟法等の改正により、取調べ過程の録音・録画を一部義務付け、司法取引を導入し、通信傍受制度も拡充します。捜査機関の適正な運用とあいまって、我が国の治安が一層保たれることを期待しています。

7月10日に投開票日を迎えた参議院選挙。選挙前には、衆議院を解散しダブル選挙をしなければ参院選での圧勝は望めず、憲法改正に必要な議席数が確保できない——。こんな見方が少なくなかったように思います。しかし、参院選だけで、改憲勢力で同院の3分の2を確保できました。野党第一党の民進党が、自衛隊解散等を主張する共産党と選挙協力を進めたことに、多くの国民が嫌気したのが一因だと考えます。

香川県選挙区では、いそざき仁彦氏が再選されました。初めての選挙対策本部長として精一杯、応援し貴重な経験となりました。

国際関係では中国、台湾、米国に出かけました。経済成長の鈍化への対応に追われる中国、厳しい安全保障、経済環境の中で生き残りを模索する台湾・新政権の幹部とも意見交換してきました。米国では安全保障の最前線を視察、身の引き締まる思いでした。

政治資源を生かす

政府は8月2日、事業規模28兆円超の「未来への投資を実現する経済対策」を決め、翌日には第3次安倍内閣が発足。多くの先進主要国で政治が安定しない中、夏の参院選を経て安倍政権の基盤は一層、確かなものとなりました。少子高齢化など様々な課題を前に、この貴重な政治資源を謙虚な姿勢で十分に生かし、日本の将来をより明るいものとしなければなりません。その一助となります。

8月8日、天皇陛下がテレビで生前退位の意向を強く示唆されました。国民の高い関心を集めており、地元での勉強会にも参加しました。



(二) 積極的象徴天皇

1. 望ましいあり方を模索

8月8日、天皇陛下がテレビを通じ、国民に対しお言葉を公表されました³。

「即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごしてきました」
(中略)

「私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごしてきました。私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ましたが、同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えて来ました」(中略、下線は加筆)



「天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じてきました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました」(中略)

「天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われます。また、天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなった場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられます。しかし、この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません」

憲法により、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」ものです。「国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」。また、「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ」とされます。さらに国会の指名に基

³ 写真は8月9日付け日本経済新聞、朝日新聞
「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」
<http://www.kunaicho.go.jp/page/okotoba/detail/12>

いて、内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命します。

憲法は国事行為については具体的な行為を明記してありますが⁴、象徴としての天皇のあり方については規定がありません。また、現行の皇室典範は摂政を規定していますが、生前退位（譲位）は認めていません⁵。

国民に寄り添う

陛下は「おことば」のなかで、「憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索」された結果、国民に「寄り添う」「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」等が象徴の重要な役割だと考え、これらを実行されてきました。



こうした陛下のお姿に国民から圧倒的な支持と共感が寄せられていることは疑う余地がありません。陛下は、模索してこられた「積極的象徴天皇」を高齢を理由に「限りなく縮小していくことには、無理があろう」とのお考えを示されました。摂政の問題点も指摘されました。

天皇は「極端に言えば、国事行為だけをしていれば問題ない」という憲法学者の意見もあります⁶。一方、国民から広く支持を集めている陛下の思いを実現するためには法

整備が必要です。国政に関する権能を持たない天皇が法整備を求めるることは憲法上、好ましくなく、陛下もおことばのなかで「天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触ることは控えながら、私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います」と言葉を選んでおられます。

8月11日、生前退位の意向を強く示唆された陛下のおことばについて、45年間続いている地元・さぬき市の勉強会でメンバーの皆さんと一緒に考えました（前掲の写真）。

終戦記念日の15日は早朝、東かがわ市で2カ所の戦没者盆供養を終え、上京。勉強会で出た様々な意見を思い出しながら、陛下のご臨席を仰いだ日本武道館での全国戦没者追悼



⁴ 憲法改正、法律、政令及び条約の公布、国会の召集、衆議院の解散、国会議員の総選挙の公示、国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状の認証、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の認証、栄典の授与、批准書及び法律の定めるその他の外交文書の認証、外国の大使及び公使の接受、儀式。

⁵ 皇室典範は「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」とし、「天皇が成年に達しないときは、摂政を置く」「天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く」と定めています。

⁶ 九州大学名誉教授（憲法）横田耕一氏のコメント 日本経済新聞 2016/8/9 2頁

式に参加しました（前掲写真⁷）。総理、天皇陛下、衆参両院議長、最高裁長官に続き、遺族を代表して、終戦時に3歳だったご婦人がご挨拶をされました。

ご婦人の父は、玉音放送が終戦を告げた日の前日、昭和20年8月14日にフィリピンで戦死。挨拶を終え、自席に戻るご婦人に対し、皇后陛下は3度、頭を下げられました。今年1月、天皇皇后両陛下は慰靈のためフィリピンを訪れています。両陛下が式場を後にするため出口に向かわれた際、「天皇陛下 万歳」との声が上がりました。拍手が続くと陛下は立ち止まり、振り返り会釈されました。

2. 退位を希望するは「非国民」

陛下がおことばを公表された日の日経新聞の朝刊コラム「核心」は戦中戦後を生き抜かれた昭和天皇の退位を巡る64年前の国会質疑を紹介していました。先の大戦で敗れ、日本が主権を回復する直前の1952年1月31日の衆議院予算委員会。中曾根康弘氏（後の首相、写真⁸）の質問を受け、当時の吉田茂総理は退位を希望するものは「非国民」と答弁しています。芹川洋一・論説主幹がコラムに一部引用した質疑の全文は下記です。

○中曾根委員

現天皇が一貫して平和論者であつて、戦争の形式的責任がないことは、世界及び国民のひとしく認めるところであります。しかし、現在旧憲法第三条、神聖不可侵の御身分より人間に解放せられた天皇が、地上のわれわれと同じ一員として、過去の戦争について人間的苦悩を感じられておられることもあり得るのであります。もしこの天皇の人間的苦悩が、外からの束縛によってほぐされない状態であるならば、この束縛を解くことが、古くして新しい天皇制にふさわしいことといわなければなりません。



外からの束縛と考えられるものは何でありますか。その一は、終戦後の日本を安定させ、国際義務を履行するために、位におられる連合国に対する道義的責任感であります。

その二は、戦争及び終戦後の悲劇と混乱を最小限に食いとめて、国家の秩序回復と民生安定のために在位される国民に対する責任であります。

これら二つの問題は、しかしすでに解決され、またはまさに解決されようとしております。もし天皇が御みずからの御意思で御退位あそばさ

⁷ http://www.nikkei.com/article/DGKKASDG15H34_V10C16A8MM0000/

⁸ http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK1302D_T10C13A3000000/ 衆議院予算委員会で質問する中曾根康弘氏（1952年1月31日撮影）=朝日新聞社提供

れるなら、その機会は最近においては、第一に新憲法制定のとき、第二に平和条約批准のとき、第三には最後の機会として、平和条約発効の日が最も適当であると思われる所以あります。

しかしこの問題はあくまで天皇御自身の自由な御意思によつて決定さるべく、何らわれわれから論議すべき筋合いのものではないと思うのでありますが、国際情勢、国内情勢より判断して、天皇がもしその御意思ありとすれば、この御苦惱をお取扱い申し上げることも必要かと存ずるのであります。

天皇制を若返らせる

皇太子も成年に達せられ、戦死者の遺族たちにもあたたかい国家的感謝をささげ得ることになつた今日、天皇がみずから御退位あそばされることは、遺家族その他の戦争犠牲者たちに多大の感銘を与え、天皇制の道徳的基礎を確立し、天皇制を若返らせるとともに、確固不拔のものに護持するゆえんのものであると説く者もありますが、政府の見解はこの点についてはいかなるものでございましようか、御親切な御答弁をお願い申し上げます。

○吉田国務大臣 今日はりつぱな日本に再建すべきときであり、再建すべき門出にあるのであります。日本民族の愛国心の象徴であり、日本国民が心から敬愛しておる陛下が御退位というようなことがあれば、これは国の安定を害することあります。

これを希望するがごとき者は、私は非国民と思うのであります。私はあくまでも陛下がその御位においてになって、そして新日本建設に御努力あり、また新日本建設に日本国民を導いて行かれるということの御決心あらんことを希望いたします。（拍手）（下線は加筆）

記事によると、中曾根氏はその後「あのとき退位せず、我慢されたことはひじょうによかったと、あとになって思いましたね。天皇退位に関する質問は、あとで反省し、昭和天皇に首相としてお仕えしてみて、懺悔（ざんげ）の気持ちが起きましたことを告白しますよ」（『天地有情』）と述べたそうです。

敗戦直後、昭和天皇は退位に言及していたようです。ただ、「思いは果たせなかつた。GHQ（連合国軍総司令部）は天皇制を維持するのが占領政策をすすめるうえからも得



策と判断した（前頁の写真⁹）。東西冷戦もはじまった。吉田首相にしても、とてもそんな状況ではなかった」と日経新聞のコラムは続きます。

東西冷戦が終わり、既に四半世紀以上が経ち、陛下のおことばには隔世の感が否めません。

（三）国際関係

1. 視察

① 膨張する中国

2015年暮れに北京を訪問しましたが、16年上半期にも国会の合間を縫って2度、北京を訪れました。



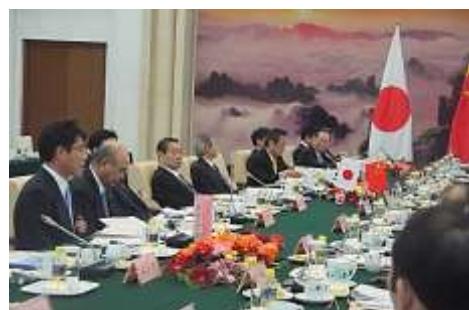
2月には日中議員会議の訪中団に参加。22日、北京の人民大会堂で開かれた討議のテーマは安全保障、北朝鮮、TPP、防災・減災での日中協力、法の支配、文化交流など多岐に渡りました。私は次のように述べました（右下写真）。

国家リーダーの言葉

日中友好のさらなる深化のためには、お互いの国民が、相手国の国家リーダーの言葉を信頼できることが大事。貴国の習近平国家主席は昨年9月、ワシントンでの米中首脳会談後の記者会見で、南シナ海は軍事化しないと発言した。しかしながら、南シナ海の一部地域において、軍事化していると認識できるようなことがあった。これに関し、日中友好の促進の観点から、私は強い懸念を持っていることをこの場でお伝えする——。

中国側の回答は下記のような内容でした。

——埠頭、灯台、海洋調査施設などを整備しており、一部に軍事施設が確かにあるが、それは主権国家としての防御的なものであり、そこばかりに目を向けるのは妥当ではない。中国は主権国家として（自国領土に）いかなる施設を建設することも許される。ベトナムの動きを考えれば、中国が必要な防衛施設を作らないということはあり得ない。



22日に日中議員会議が行われた人民大会堂内の部屋は1972年9月25日、日中國交

⁹ By U.S. Army photographer Lt. Gaetano Faillace - United States Army photograph, Public Domain, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=31971>

正常化交渉のため、田中角栄首相と周恩来首相との第1回会談が行われた安徽庁。感慨深いものがありました。

夕刻、溝手顕正・参議院自民党議員会会長（当時）を団長とする訪中団全員で、全人代常務委員長の張徳江氏（中国共産党序列3位、写真）らと1時間に渡って、会談。その後、香港庁という大広間に場所を移しての晩餐会。濃密な1日でした。



翌23日は訪中した日本の議員団と、中国で活動する日系大手企業トップとの意見交換ランチ会。やはり、生の声が一番。対外外交を考えるうえで、とても参考になる多くの示唆をいただきました。

火花散る会議

5月初旬には日中友好議員連盟として訪中。団長は議員連盟会長の高村正彦・自民党副総裁で、自民党からは林芳正・元農相らを含めて5人が参加しました。

中国経済の動向について、国務院発展研究センターの李偉主任との意見交換会。彼は「慎重な楽観主義」でした。中国に限らず、過剰生産能力の削減等の処方箋を実行できるかどうかが、鍵だと思いました。また、共産党幹部との90分間に及ぶ会談では火花が散った場面もありました（写真）。



中国政府は、従軍慰安婦をユネスコの「世界記憶遺産」に登録申請し、これに日本政府は反対しています。中国側は、

- ① 加害者は日本の軍国主義であり、被害者は中国の女性である。この歴史を忘ることはできない。日本的一部に、原爆投下について、米国に謝れという主張があるのと同じだ。
- ② また、日本的一部には南京大虐殺や慰安婦問題を否定する動きがあるが、それは被害者の気持ちを刺激し、歴史を忘れるなどの主張に拍車をかける。日本に歴史を忘れようとする動きがあれば、中国では「日本は歴史を思い出せ」ということになる。

日本政府は慰安婦そのものが存在しなかったとか、南京で虐殺行為が一切なかったなどとは主張していません。ただ、日本にはこれらの歴史を否定しようとする言論は確かに存在します。中国とは異なり、我が国には言論、表現の自由があり、否定論を政府が統制することはできません。一部の極端な否定論者の動きに中国が過度に反応すると、再反発が起き、両国関係にとって好ましいことではありません。

中国経済について、10社近くの日系大手企業の中国代表や、中国の著名なエコノミスト、政府要人の話も伺いましたが、正直なところ、全体像を一言で表現できるほど理解はできませんでした。ただ、街はハングリー精神に溢れており今後、年率数%の経済成長はできるでしょう。

4月5日付けで、中国大使からフランス大使に転じた木寺昌人氏（写真）には半年の間に北京で3度、お会いしました。いつか、パリでもお目にかかりたいと思います。



② 政権交代の台湾

2015年秋に台湾を単独で訪問し、民進党（正式名称は民主進歩党）の幹部らと意見交換。11月には、来日した台湾の元首相の謝長廷氏、立法委員の趙天麟氏らを、天雲俊夫・香川県副知事とともに東京・新橋にある香川・愛媛県産品のアンテナショップ「せとうち旬彩館」に案内、地元の特産品をPRしたことは前回の国政報告でお知らせしました。



台湾では2016年1月、総統と議会の立法院の選挙が行われ、民進党の蔡英文氏が当選、議会でも同党が勝利。5月に国民党から民進党へと政権交代しました。

6月21日、台北駐日経済文化代表処の代表に就任した謝長廷氏を浜田恵造香川県知事と訪ねました。謝氏は、8年ぶりに政権与党に復帰した民進党の創設メンバーで、陳水扁総統時代の行政院長（首相）。10年以上にわたりお付き合いをさせていただいております。ご就任、誠におめでとうございます。

李登輝先生の自宅講義

参議院選挙が終わるのを待って、7月下旬、再び1人で訪台しました。台北にある李登輝先生のご自宅を訪問。1時間にわたって、流ちょうな日本語で歴史の「講義」をいただきました。いくつかの質問を考えていきましたが、質問する余裕を与えてくれないほどに熱い講義でした（写真）。



台北では立法院も訪問。パソコンの持ち込みが許されているほか、長丁場が多く議場で飲食もできます。訪台時には本会議が開かれており、野党が多くの動議を出した結果、与党議員は「異議あり」のボタンを500回以上、押した日もあったようです。

また、総督府では安全保障の責任者や、東南アジア諸国、インドでの市場開拓を目指す「新南向政策」担当の黃志芳氏と単独で会談。厳しさを増すアジア情勢への対応、經

済分野での日本と台湾の協力について意見交換しました（写真）。



私は、①日台の企業間で相互補完関係がないと事業連携はうまくいかない、②台湾側の競争力がどこにあるのかを十分に見極める必要がある、③日本との関係を強化するためには日本の食品に対する輸入規制の早期緩和が重要であることなどを強く主張しました。

大陸の中国と台湾はいずれも我が国にとって重要な近い国・地域です。新政権によって、台湾の一層の発展と東アジアの安定を期待します。

27日早朝、台北市から新幹線で2時間ほど南に下り、高雄市に向かいました。再開発されたウォーターフロントには展示会場や、かつて世界一の高さを誇ったホテル、おしゃれな低床車両のLRTが走っています。

中国鋼鉄の本社では、総經理（社長に相当）の翁朝棟氏と意見交換。大陸の鉄鋼メーカーは過剰な生産能力を抱えており、やはり、その動向が気がかりなようでした。同社は日本メーカーと合弁でベトナムに工場進出しており、その戦略には興味深いものがありました。



翌28日には地方政治の動きを視察。人口約280万人を抱える高雄市。市長選挙の予備選まで1年余りです。ある立候補予定者の後援会活動を視察させていただき、会議も傍聴。団体名にオリーブとあり、香川県の県花・県木のため、話が盛り上りました。

また、高雄市のウォーターフロントにある大型商業施設MLD台鋁を見学¹⁰。高級感のある、お手軽な値段のレストラン群も興味を引きましたが、最も気になったのはスーパーに並んでいる豪州和牛。購買統括責任者に、香川のオリーブ牛の話をしたら、「輸入規制が緩和されれば、台湾で大人気になるだろう」との返事。高級スーパーの飲料コーナーでは、青森りんごジュースが大ヒット中でしたが、香川のものは見当たりません。商業施設の運営会社より、「香川産品のフェアはどうか」との有り難い提案をいただきましたので、可能性を探ってみたいと思います。

③ 安全保障と米国

8月中旬、アメリカ太平洋軍司令官ハリー・ハリス氏（写真中央）を同僚議員と訪問、意見交換させていただきました。ハリス氏は米国西海岸ハリウッドから印ボリウッド（旧ボンベイ、現ム



¹⁰ <https://www.facebook.com/MLDtaiyu/>

ンパイ)まで、地球の約半分をカバーする太平洋軍の責任者です。

オバマ米大統領は核兵器の「先制不使用」を宣言する構想を検討しているようです。米軍内部にはかねてより慎重論があり、7月下旬、日本を訪問したハリス氏は総理官邸で安倍総理と会談しました。そこで、私からは下記の質問を司令官にさせていただきました。

核の先制不使用について、どう考えているか？

現場責任者としてはどのような示唆を大統領にしているのか？

2. 欧州連合 (EU) と英国

5月16日、日本・EU会議が国会内で開かれました。欧州議会の訪日団との会議で、「日本における政治、経済及び社会情勢」のセッションで下記の趣旨の発言をしました。



2つのデフレ

我が国が抱える課題は数多くあるが、デフレ問題に絞ってコメントする。

日本の大きな課題である「デフレ」は2つ。1つは物価上昇率が低いという問題。もう1つが、ハンガリー精神が薄れ、挑戦する心が失われているという心の問

題、デフレ・マインド。我が国は、物価と情熱、PriceとPassionの2つの萎縮問題を抱える。

物価低迷

我が国は、かつて世界第2位の経済大国。米国の7割、ロシアを含む全欧州の半分のGDPを誇ったときもあった。今や中国の半分、米国の4分の1、全欧州の5分の1程度。

デフレが最大の原因。安倍政権もデフレの克服に向け、様々な政策を動員しているが、想定外の原油価格の低迷もあって、残念ながら、デフレ脱却には至っていない。

デフレ期に増税を行うのは「アクセルを踏むべきときに、ブレーキを踏む」ようなもので、本来、矛盾する。消費税率をさらに引き上げ、来年春に10%とすることになっている。2%の引き上げ幅だが、消費者マインドへの悪影響は大きい。

デフレ脱却という目標を最優先するのなら、引き上げを数年間、凍結し、最低20兆円規模の財政出動が必要だという学者もいる。この考えに従えば、もし予定通り、10%に引き上げるのであれば、金融緩和の継続とあわせてさらに巨額の財政出動が、必要ということになる。決断の時

期が迫っている¹¹。

心のデフレ

インフレ問題は経済政策だが、もう1つのデフレ・マインドも大きな社会的課題。それなりに豊かになった国で、どのようにして挑戦者マインドを社会に広く復活させるか？

シンガポールなどのように外国人留学生を大量に受け入れ、「ハングリ一精神」を輸入するという選択肢もある、移民政策によっても、これは可能。人口減少・少子高齢化による労働力不足の解消にもつながる。ただ、移民の受け入れは感情的に嫌だという国民も少なくなく、現実の政策の選択肢とはなっていない。

規制緩和による起業の推進、産業の新陳代謝の促進、「頑張らない人は報われない」「頑張った人が報われる」という社会風土の醸成、教育の抜本改革など様々な社会制度改革が、デフレ・マインドの払拭には必要だと考える。

物価と情熱、PriceとPassionの引き上げ。この2つの低迷を解消しない限り、我が国の経済社会が、再び輝きを取り戻すことはできないと考える。

英国のEUからの離脱問題について、7月中旬と8月上旬に講演をしました。その際の私の配布資料案を記します。

大英帝国の「大後悔」時代

海図なく、「沈没」か「航海中止」

英国政府が賢明なら、離脱せず

【国民投票】

6月下旬、英国で行われた国民投票の結果、欧州連合（EU）からの離脱支持派が、僅差で残留派を上回り（イラスト参照¹²）、世界に激震が走った。国民投票の結果に法的拘束力はないものの、当然、（少なくとも当面は）政治的に英内閣を拘束し、新しく首相となつたメイ氏（59歳）も保守党の党首選挙中から「離脱は英国民が出した判決である」とし



¹¹ 6月1日、安倍総理は後者を選択。8月2日には、事業規模28兆円超の「未来への投資を実現する経済対策」を決定。

¹² http://www.nikkei.com/article/DGKKASGM24H8J_U6A620C1MM8000/?n_cid=SPTMG002

た。

ただ、私は賢明な英国人が EU を事実上、離脱することは考えない。

【離脱の手続き】

離脱は、英国が EU に対し「離脱の通知」をしてから原則 2 年以内に、離脱条件（離脱後の英・EU 関係）を交渉し、離脱協定で定めた日に実現する。一度、通告してしまうと、英国が一方的にこれを撤回することはできない。

離脱通知の締め切りに関するルールはない。欧州理事会は不安定な状況を短い期間とするため、英国に対し早期の離脱通知を求めたものの、7 月 13 日就任したメイ首相（写真中央¹³）の方針は「国民投票のやり直しあしない」、「年内は通知しない」。

【EU 単一市場】



EU は単一市場である。具体的には「域内国の国民」の移動が自由、域内貿易の関税がゼロ、資本（金）やサービスの移動も自由。この経済圏から離脱することが英国経済のためになると主張する、まともな経済学者はほぼ皆無だと聞く。

英国の国民投票に際し、英国内ではポーランドなど旧東欧圏の EU 域内国からの移民（難民ではない）が、英国人から職を奪い、賃下げ圧力になっているとの不満があった。移民が制限できれば、生活が良くなると考えた人が多く、国民投票の結果は離脱となった。

【光と影】

確かに、離脱すれば、EU 域内国からの移民は制限できる。しかし、一方で、「単一市場への参加国」ではなくなり、これまでのメリットを享受できなくなり、より生活が悪くなるという声が今後、高まってくる可能性がある。

付言すると、EU の域外から域内に入る際には入管規制がある。難民については EU としての調整機能はあるものの、受け入れは加盟国それぞれの判断である。中東から EU への難民問題と、EU 域内国の国民が、英国に自由に移動、就職できる移住問題とは分けて考える必要がある。

EU は米国に次ぐ、世界第 2 位の経済圏であり、英国の輸出入はいずれも半分が対 EU。従って、離脱協定の中身次第では、英国経済は大打撃を受ける。

例えば、日本からの対欧投資の半分は英国向け。英国経由で他の域内国への再投資されることが多い。

13

<http://www.dailymail.co.uk/news/article-3696676/Britain-not-defined-Brexit-Theresa-warn-ministers-Cabinet-meeting.html>

自動車についていえば、日系自動車メーカーは大陸の EU 加盟国から部品を関税ゼロで英国に輸入し、英国内で組み立て、うち 6 割を域内国へ関税ゼロで輸出している。離脱交渉と並行して進められる域内国との新しい通商協定の結果、もし関税が復活すれば、英國の完成車組み立て工場は競争上、極めて不利になる。

金融業界では、営業認可に関する EU 単一パスポート制度が話題になっている。英國に現地法人を持つ、三井住友銀行、野村證券などは、離脱協定の内容によっては、域内各国から認可を取得する必要が出てくるかもしれない。

また、EU から離脱すれば、現在の EU と非域内国との間の共通関税の適用を受けられなくなり、域外との間で個別交渉しなければならなくなる¹⁴。EU に属する英國政府は 40 年以上にわたり通商交渉の経験がなく、自国内に専門家も少ないうえ、個別交渉の事務作業は膨大なものとなる（写真¹⁵）。



【メイ内閣】

メイ首相はこれまで 6 年間、内務大臣を務めており、手堅い政治家との定評がある。EU 問題では残留派。

新内閣では外相、離脱（交渉）担当相、新設の国際貿易担当相に、すべて離脱派議員を登用した。当然のことだと受け止められているが、メイ首相の巧妙な人事ではないだろうか。離脱準備を離脱派の担当閣僚が進めれば進めるほど、EU 留脱に伴う「悲しい現実」が浮かび上がり、離脱への懸念が広がるのではないだろうか¹⁶。もし、これが国民に広く認識されれば、どうなるだろうか。政治的には与党・保守党内の離脱派の政治的敗北にもつながる。

【離脱撤回への段取り】

メイ首相は 2020 年までは総選挙しないとの方針。再国民投票もしないと明言。それでは、「残留」との国民意思をどう確認するか、離脱方針撤回の政治判断を正当化する契機が問題となる。考えられるものとしては例えば、離脱通知に先立つ議会承認の否決（議会承認は法的には不要との見解もある）。各種の世論調査で残留支持派が明確に増えることも正当化事由になるだろう。

【結論】

¹⁴ 他の選択肢もある。例えばノルウェー方式と呼ばれるもので、EU の負担金は拠出するが、議決権はない。ただし、経済的には域内国同等の取り扱いを受ける。

¹⁵ <http://www.toushin-1.jp/articles/-1642>

¹⁶ 1 年後、何らかの要因で英國経済が好調なら、やはり離脱となるかもしれない。しかし、このような「やはり離脱への神風」が実際に吹く可能性はなかなか想像しがたい。

従って、英国政府は国民投票後、当面は離脱に向け動くものの、最終的にはEUに残留する（法的には離脱しても、「経済的には残留」する）可能性が高いと考える。

7月20日、自民党本部で経済対策について各部会が開かれました（写真）。経済産業部会で政府に対し、私から下記の点を求めました。

「賢明な英国は最終的にはEUから離脱しないとみているが、企業は国民投票の結果に動搖している。もし、英國のEUとのエグジット（離脱）交渉が、うまくいかなければ対英投資している日系企業に大きな損失が出る可能性があるからだ。日本政府は関連業界団体などに対し、丁寧な情報提供に務めるべきだ」



8月2日の経済産業部会ではさらに踏み込んで、「日本政府は英國政府に対し、EUからの残留を働きかけるべきであり、経済産業省は政府部内でその旗振り役になるべきだ」と述べました。

3. 国際機関の誘致に成功

4月21日、日本に4つ目の国際機関が来ることが決まりました。誘致に向け、同僚議員とともに汗をかいた甲斐がありました。

監査法人の監督を適正化するイフィアール（略称 IFIAR=International Forum of Independent Audit Regulators）という国際機関で、東京に常設事務局を置くことが、ロンドンで開かれた同機関の総会で決定しました¹⁷。

前回の国政報告でもふれたように、資本市場がグローバル化するにつれて、企業会計の信頼性がますます重要になっています。最近、国内でも東芝の不適切な会計が問題になりました。会計監査の重責を担う監査法人への期待も否応なく膨らんでいます。

こうした期待に応えるため、監査法人の監督を適正化するための国際機関である IFIAR は2015年春の総会で、本部機能を担う恒久的事務局を設けることで合意し、設立候補地の募集を開始。金融庁、公認会計士・監査審査会、外務省などが軸となり、事務局誘致に立候補し、日本も最終候補地の1つに残りました。

「議員の会」を立ち上げ

事務局の招致成功は我が国が国際金融センターとしての地位を確立するうえで大いに意義があります。こうした動きを長年の知り合いである証券取引等監視委員会の幹部から耳にした私の発案で、15年暮れに自民党「監査法人の監視・監督のための国際機

¹⁷ http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201604/22_a.html

関（IFIAR）を日本に誘致する議員の会」を立ち上げました。そして、メンバーとともに麻生太郎金融担当大臣、岸田文雄外務大臣、菅義偉官房長官（写真）に誘致活動を一層強力に推進することを求めました。

招致には欧州のある国も名乗りを上げており、
欧州地域のメンバー国から支持を取り付けること
が必要でした。政府は在外公館をあげ、また柴山
昌彦総理補佐官を派遣し支持獲得に動きました。



16年4月のロンドンでの最終投票で日本が勝ち残りました。誘致成功を受け、2017年4月開設に
向け金融庁内に「常設事務局設立準備本部」が発足しました。事務局は東京・大手町に開設する予定です。金融庁、外務省、在外公館など関係者のご尽力の賜物です。皆さん、おめでとうございました。

（四）通常国会

1. 法務委員会

① ヘイトスピーチ

3月30日、民族差別などの表現を含むヘイトスピーチの実態調査のため、参議院法務委員会の理事として川崎市の桜本を視察しました（写真）。住民の約2割が在日韓国、朝鮮人の地区。ヘイトスピーチのデモが行われた地域を回った後、被害を受けた5人の住民の方々から悲痛な叫びを聞きました。

▽ 中学1年生の男子生徒

デモ参加者が、「警察に守られ、朝鮮人、死ね、殺せと叫んでいました。母が殺されるのではないかと怖かった。市長さんに助けてくださいと、お願いの手紙を書いたら、『法律がないからできません』との返事でした。法律を作つて、助けてください」

▽ 地元の社会福祉法人の理事長

「幼い頃、多くの差別表現を受けました。日本人で助けてくれる人はいませんでした。しかし、最近はヘイトスピーチ許せないと一緒に反対してくれる日本人が多くなり、うれしいことです」



4月8日、民族等を理由に、特定の人たちを地域社会から排除することを扇動する表現行為を「許されない」と位置づけ、その解消を目指すための法案が自民・公明両党の議員により国会に提

出されました。ヘイトスピーチ対策の関連法案を巡っては野党案が先行して国会提出されていました。ただ、野党案は表現の自由を損なう恐れのある内容であったため、与党法案のスムーズな成立のためには与党筆頭理事の西田昌司氏を軸に野党側との調整が必要でした。

「不当な差別的言動を許さない」との思いと、民主主義、人権の根幹である「言論・表現の自由を断固守る」という二つのはざまで様々な議論があった、ヘイトスピーチ解消法。4月19日の法務委員会で私はヘイトスピーチの定義などについて発議者の議員に質したうえ、本法案を「ヘイトスピーチに対する我が国、そして国民の取組を加速する貴重なリーガル・イノベーション」（法的革新）だと指摘しました¹⁸。

新法の正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に関する法律」です。少し難解ですが、同法はヘイトスピーチを下記のように定義しています。

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

表現の自由とのバランス



民族などを理由に差別的言動を公然と繰り返すデモなどは決して許してはなりません（写真¹⁹）。一方で、言論、表現の自由をないがしろにするような過剰な規制立法にも断固反対せざるを得ません。表現の自由に対する制約は、一歩間違えると、時の政府に対する批判を封じ込める規制への入り口となるからです。

与野党が知恵を出して成立させたヘイトスピーチ解消法は規制が緩すぎるとの批判もありますが、両者のバランスを考慮したものです。5月12日、修正案が参議院法務委員会で通過。5月24日に衆議院本会議で可決・成立し、6月3日に施行されました。同法施行を受け、同日、警察庁は都道府県警に対し、「ヘイトスピーチといわれる言動

¹⁸ <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0003/main.html>

¹⁹ <http://mainichi.jp/articles/20160803/k00/00m/040/078000c>

やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には厳正に対処する」よう求める通達を出し²⁰、ヘイトデモが中止されるケースが出始めました。

ヘイトスピーチは心の弱さから生まれます。

② 刑事訴訟法

取り調べ室の中の様子を録音・録画する制度や、「司法取引」等を導入する刑事訴訟法等の改正案は2015年、衆議院で可決したものの継続審議となり、2年越しの国会審議となりました。先の通常国会で参議院法務委員会が抱えた最大の重要な法案で、理事として何度も質問に立ちました²¹。

参考人を委員会に呼んで意見を聴取したうえ質疑もしました²²。また、都内にある通信事業者内の通信傍受施設や捜査機関の取調室なども視察。5月19日には委員会採決を前に、私は次のような賛成討論をしました²³。

「本法案は、政府が国民の一層の安全、安心を実現しようと国会提出したものです。ただ、本委員会の審議では、本法案の内容では取調べ・訴追機関の運用次第で新たな冤罪を生むとの懸念が示されました。また、通信傍受制度の見直しによって立会いを不要とする形態の傍受を認めることなどから、プライバシーの侵害、違法な証拠収集の危険性なども指摘がなされました。

新たな冤罪を生む危険性について少し詳しく述べれば、例えば録音、録画の義務付けられていない任意段階の調べや被告人の取調べにおいて、供述者を不適切な手段によって精神的に参らせ、真実と異なる内容の供述に追い込む、その後において真実でない内容の供述があたかも任意で



²⁰ <http://www.npa.go.jp/pdc/notification/keibi/biki/keibikikaku20160603.pdf>

²¹ 4月14日（法案と「人質司法」との関係、メールの傍受や海外通信事業者の提供する音声通信サービスの傍受等について）、21日（通信傍受に関する質疑は下記で視聴できます）など。会議録は国会会議録検索サービスに掲載

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENDAKU/sangiin/189/0003/main.html>

²² 私の参考人に対する質疑は下記で視聴できます。

4月26日（取調べの録音録画）：

https://www.youtube.com/watch?v=KJVHs_Cpp80&list=PLIxV01vNjD8Ie-DT9TFeOFJXDg7KzL4Y-&index=5

4月28日（人質司法問題などに関する質疑は下記の参議院インターネット中継サイト「法務委員会」での同日の50分目から）：<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

²³ <http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

なされたかのように録音、録画され、法廷でその生々しい供述の様子が再現され、誤判につながる。

また、合意制度の導入により、自分の罪を軽くしたり、罪を免れたりするために他人を罪に陥れる供述をなし、加えて、また、証人の氏名等の秘匿措置が悪用されれば、被告人の弁護が十分になされないまま判決に至るという事態を生むといった懸念がありました。

真摯な運用を期待

今回の法改正により設けられる制度を悪用する形で新しい形の冤罪が生まれる可能性があるといった指摘は、重く受け止めなければなりません。

どのような制度も完璧ではありません。法を運用する警察官、検察官、裁判官、弁護人も完璧ではありません。人間は不完全、弱いものです。現に、誤った思い込みや、成績を上げようと不適切な捜査、無謀な起訴、公判維持活動などがなされ、裁判官も真実を見抜けず、冤罪を生んできた過去の歴史もございます。

人間の弱さが冤罪を生まないよう制度的な縛りを掛けることはもちろん必要であり、一定の範囲ではありますけれども、取調べの録音、録画の原則義務付け等が初めて本法案によって実現します。

大半の警察官、検察官は今も適切に職務を遂行しております。大事なことは、そうでない一部の方が今回の録音、録画の義務付け等によって適切に職務を遂行せざるを得なくなるわけです。この光の部分にも目を向け、プラスの部分も我々は適切に評価しなければなりません。

どんな制度も、その評価は運用に左右される部分がございます。捜査・訴追機関を始め、刑事裁判関係者の真摯な運用を強く期待し、以上、議案となっております法律案への賛成の討論といたします」

法案は5月24日、成立しました。裁判員制度と並び、改正法による司法取引等の導入は我が国の刑事司法を大きく変えるものです。その審議に参加し賛成した責任は重大であり、改正法の運用、特に懸念事項が現実のものとならないよう注意深くウォッチしていく所存です。

③ 裁判官の過ち

日本ではかつてハンセン病患者に対する刑事裁判などを療養施設の閉鎖的な「特別法廷」で開いていました。これに対し、かねてより憲法が求める裁判公開の原則などの点から不適切だったとの指摘があり、最



高裁（前掲写真²⁴）は4月に調査報告書を公表²⁵。また、本件について寺田逸郎最高裁判長官が記者会見で言及していました。5月24日の委員会で疑問点をいくつか質しました²⁶。

○三宅伸吾君　記者会見で最高裁の寺田長官は、特別法廷が憲法の法の下の平等に反すると有識者に指摘されたにもかかわらず最高裁事務総局の報告書でこの点を認めなかったことに関し、「違法と結論付けたので、それ以上に憲法違反かどうかの判断は法律的には必要ない」と説明をされておられます。そしてまた、記者会見で、憲法判断を事務総局がちゅうちょしたのは理解できるとも長官は述べられております。

この長官の発言に対しまして記者から再質問が出まして、その答えの中で寺田長官は、「報告書では定型的に行われた手続が正しくなかったと結論を出している、正しくない、繰り返してはならないということなので、法律的に必ずしも憲法判断に踏み込む必要性はない」と回答されたそうでございます。



国民、とりわけ関係者は憲法の番人として憲法判断を最高裁判所に期待していたと私は思うのでございますけれども、長官は憲法判断に踏み込む必然性はないおっしゃったそうでございます。これはどういう趣旨なのでございましょうか。

（中略）

○最高裁判所長官代理者（中村慎君）　最高裁が司法行政事務として調査を行うというものですから、裁判所法違反であることが確認できれば過去の開廷場所指定が違法ということになりますので、それ以上に憲法判断に踏み込むことが必要であるかというふうに問われれば、必ずしもそうではないというふうに考えています。この趣旨を寺田長官の方は発言したものと理解しております。

（中略）

憲法の番人として憲法判断を期待されていたという御指摘がされました。今御説明いたしましたように、今回の調査は、憲法上違憲立法審査権を有します裁判体としての最高裁の判断ではないものでございますが、寺田長官からは、憲法価値の実現を担う裁判所が差別を助長する姿勢であったことは痛恨の出

²⁴ <http://livedoor.blogimg.jp/remmikki/imgs/a/d/ad4b0b70.jpg>

²⁵ 「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」

http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/hansenbyo_yusikisyaiinkai/index.html

²⁶ 国会会議録検索システム

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0003/main.html>

来事として重く受け止めており、患者や元患者の皆様、国民の皆様に深いおわびを申し上げたところでございます。

○三宅伸吾君（中略）有識者委員会は、その意見をこのように結んでおります。「今回の問題は、ひとり最高裁判所・司法府の責任を問えば済むものではない。検事、弁護士等の法曹、法学研究者等法学界の人権感覚と責任が厳しく問われていることも強調しておきたい。」と、このようにして有識者委員会は意見を結んでおります。

ハンセン病隔離政策については、国会も既に責任を認めた上、謝罪決議をしていることを申し添えて、私の質問を終わります。

2. ODA 特別委員会

我が国は少子高齢化を巡る課題先進国であり、介護制度や高度な介護ノウハウの海外移転、介護関連機器の輸出などが今後、見込まれます。

例えば昨年秋に現地視察したベトナムは、かつての日本がそうであったように家族介護が基本です。日本のような老人福祉施設はなく、介護ノウハウは体系化されていないようです。継続審議となっている技能実習適正化法案の成立、施行を待って、実習制度に介護が追加される予定であり、ベトナムなどと日本の間で、介護人材の新たな交流、循環が始まることが期待されます。

JICA（国際協力機構）でも社会保険制度、介護サービスの改善に関する技術協力、人材育成のための青年海外協力隊員のボランティア派遣等に取り組み始めています。

そこで、3月22日の政府開発援助（ODA）等に関する特別委員会において社会福祉分野の国際支援に関する基本的な政府方針を岸田文雄外務大臣に質しました²⁷。

（五）党や議連などの活動

1. ロボット議連

4月11日、ロボット政策推進議員連盟で、産業総合研究所つくばセンターを視察しました。



- アザラシ型ロボット「パロ」
君は癒し系。心のケアのために開発されました。
- 部品が方向バラバラに入れられた箱から、部品をつかみ上げ、組み立て台に「配膳」し、治具にセットするロボット。中小企業でも導入できるよう、販売価格を2年分の給料内に抑えられ

²⁷ <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0088/main.html>

るかどうかがポイント。

- コンベア上を流れる鮭を立体で認識し、密度は一定との前提で、同じ重さに均等に切る包丁ロボット。
- 動画の解析システム。警備カメラに応用すれば、正常な人の動きを事前に認識させておき、それとは異なる不審者の人の動き等には異常値を発し警告します。
- 数百万円していた視覚センサーがゲームに採用された途端、規模の経済が働き、2万円強に値下がり。視覚センサーを360度に配置し、ビル内などを撮影しながら移動させ、三次元の正確な空間デジタル地図を作るシステム。
- 狹い板の上を歩くヒューマノイドロボット。足をクロスして歩ける世界唯一のロボット（前頁写真）。
- 変身する介護ベッド。寝たまま、ベッドから切り離したうえで、電動で車椅子に「変身」する、優れもの。

様々な介護製品などの安全性を確認する生活支援ロボット安全検証センターも視察。高齢化という課題先進国だけに、検証対象の総合性では世界一のようです。安全規格と介護機器の国際競争力の向上の視点から、政策課題があるように思いました。

2. 人工知能とルール

5月25日、党の人工知能未来社会経済戦略本部の勉強会に参加。講師の慶應大学の新保史生教授が配布した資料には、「我が国では「研究開発に対する規制が存在しないにもかかわらず萎縮効果が生じている」。その「解消・ガラパゴス化しない配慮」が必要であり、「日本は誰も見ていなくても赤信号を渡らない社会」との説明に目がとまりました。講師の話や同僚議員の発言を聞き、私の考えをまとめてみました。

- 我が国では法的には青か黄色信号であるのに、初めて通る道（フロンティアの研究領域、実証実験）では赤信号だと勝手に考え、挑戦しないことを上司、所属する組織に対し正当化する人が少なくない（デフレ・マインド）
- 萎縮効果の解消策として我が党がなすべきことは、規制がないことを確認、公表する作業である。
- ロボット工学の3原則（後掲参照）のようなAIロボットの守るべき原則を作ることには賛成だが、実質的には世界で一番、規制の緩い国を目指すべき。上記の現状を考えれば、それでちょうどいい具合の規制水準となる。
- 事前規制をすると必ず、過剰規制になる。その緩和には時間かかり、日本発のイノベーションの芽を摘んでしまう。



- 万が一、事故が起きた場合の責任論は司法判断に委ねるべき。りっぱな民法等が既にある。このほうが「適切な紛争解決」「法令による過剰規制の弊害の回避」を達成できる。我が国では時代遅れの過剰規制、事前規制で、多くの新産業の芽を摘んできた歴史がある。同じ過ちを犯すべきではない。

【ロボット工学の3原則²⁸と前掲のアニメ「鉄腕アトム」²⁹】

第一条 ロボットは人間に危害を加えてはならない。また、その危険を看過することによって、人間に危害を及ぼしてはならない。

第二条 ロボットは人間にあたえられた命令に服従しなければならない。ただし、あたえられた命令が、第一条に反する場合は、この限りでない。

第三条 ロボットは、前掲第一条および第二条に反するおそれのないかぎり、自己をまもらなければならない。

3. 経済成長へ知財改革

① 特許権

特許、著作権といった知的財産権を経済成長のエンジンにすべきだとかねて訴えています。依頼があり、雑誌『FACTA』に寄稿しました。

6月3日、東京・渋谷にある国連大学（写真³⁰）の国際会議場で世界知的所有権機関のフランシス・ガリ事務局長を迎える、日本知的財産協会が主催する「企業経営者向けグローバルビジネス・シンポジウム」があった。

知財協会の田中稔一會長（三井化学相談役）らの講演に対し、私から以下のコメントをした。

「田中会長より、知財の価値が世界的に高くなっている、知財価値に注目したM&A（企業の合併・買収）が目立っているとの指摘があった。日本政府もこのような流れにしようと、知財立国に向け取り組んできた。

ただ、残念ながら、我が国は世界の流れに乗っていない。国内特許について、あまりに訴訟が少ない。紛争解決を司法にゆだねても、裁判所が認める損害賠償の認容額が少なく、割が合わないからだ。



²⁸

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AD%E3%83%9C%E3%83%83%E3%83%88%E5%B7%A5%E5%AD%A6%E4%B8%89%E5%8E%9F%E5%89%87>

²⁹ <http://image.space.rakuten.co.jp/lg01/60/0000785260/48/imgdd5c312fzikbj.jpeg>

³⁰ <http://happylabsevent.blog54.fc2.com/blog-entry-109.html>

現状の紛争処理システムは我が国がキャッチアップの時代には適合していたものだが、今なお、そのままとなっている」——。

我が国における特許権や侵害行為を巡る状況

- (1) 特許発明のためには多額の投資が必要である。
- (2) 特許権の対象は情報であり、その利用は、有体物とは異なり占有が不要で、容易に侵害できる。
- (3) 高度な技術が関係すること等のため、侵害の立証が難しい。
- (4) 特許権の侵害は反社会的行為であり、その抑止のために刑事罰が規定されているが、刑法の執行が現実になされることはなく、侵害抑止機能は結果的に民事法制の実効性に委ねられている。
- (5) 証拠収集手続き等の不備と「精密司法」とが相まって、権利侵害への十分な民事救済がなされていない。
- (6) 同一発明について、特許権が複数国で成立し、それにかかる商品市場もグローバルに広がる。結果、特許権を巡る国際紛争が生じ、紛争の解決地を巡って、我が国司法の国際競争力が問われる場合が少なくない。
- (7) 労働力人口が減少する日本にあって、今後の経済成長には知財をテコにすることが必要不可欠であり、特許権の保護はその要である。日本企業が今後、市場開拓をさらに進める海外市場での特許権保護を求めるためにも国内での十分な措置が欠かせない。

知財インフレを

シンポジウムでは企業経営者や知財担当役員など専門家 70 人以上が集まっていた。

「よくよく考えていただきたい。膨大な開発投資の結果生まれた知的財産をデフレの現状のままでいくのか、知的財産の価値を上げインフレにしていくのか。この点について覚悟を決めないと、政策は前には進まない。土地の値段が低迷していれば、境界争いは少ないが、土地価格が上昇すれば境界争いは多発する。日本特許を巡る紛争が少ないので知財の資産価値が低いから。このままでいいのか」——。

2012 年夏まで、私は日本経済新聞社の編集委員として約 10 年間、経済成長

政策の一環として経済法制を担当していた。会社法、独禁法、税法などと並び、知財はライフワークの重要な政策テーマ。3年前に国政に転じたが、「知財デフレ」への危機感は募るばかりだ。

日本の大手メーカーの知財責任者には、国内で知財訴訟システムを充実させること=訴訟の活性化に消極的な意見が大勢だ。

▽巨額の応訴費用が必要となる米国で、訴訟の被告になった苦い経験がある。

▽国内では、顔なじみの知財・法務部門の担当者間での話し合いにより、紛争の大半を解決してきた。

▽国内訴訟が活性化すると原告、被告いずれの立場になってしまっても、担当者として敗訴するリスク(=責任)を抱えてしまう。

以上の点などから、国内でリスクの低い現状の維持を求めるのは自然なことかもしれない。

しかし、今までは、巨額の研究開発投資の結果、取得した日本特許の資産評価が低廉なものとなる。結果、国際的な特許紛争の解決に向けた交渉の際には、日本特許を軽視した解決がなされる。

米国では、ベンチャー企業が特許権による技術の強い独占力をテコに新たな市場を切り拓き、大企業へと急成長を遂げる例が散見される。このような成功モデルが日本では極めて少ない。特許発明だけが米ベンチャー躍進の原動力ではないものの、米国の実効性のある知財司法が基盤であることは間違いない。



人口減少のため、今後、国内市場の大幅拡大は期待できず、日本企業は市場を一層、海外に求めざるを得ない。進出先の国が日本企業の知財関連の利益を保護すれば、日本からの投資が促進されるばかりでなく、海外投資のための国内での技術開発にも拍車がかかる。海外新興市場での特許の保護水準が高くなれば、現地のライセンス供与先からの実施料収入も膨らむことが期待できる。

しかし、日本の知財紛争処理システムが十分に機能していなければ、他国に知財保護を求めても説得力はない。国内での特許権侵害訴訟システムの充実はこうした観点からも重要である。

少し法律の話をする。通常、交通事故は利得狙いではないが、特許権侵害は営利目的の事業者の過失または故意から起こる。利潤動機の特許権侵害について、刑事罰は規定されているものの、現実には刑事による侵害抑止機能が期待できないなかで(刑事案件は皆無)、民事賠償を抑制的に位置づけることは不適切である。

そもそも特許法は民法の特例を定めるものであり、民法の制度に上乗せして

侵害を十分に抑止する効果を持つ仕組みとすることは特例の趣旨に反するものではない。

イノベーションを促す

現行法による特許権侵害への対応は喻えているなら、スーパーマーケットの店頭に「万引きをすれば、値札の料金をお支払いいただきます」との看板を堂々と出しているようなものである。万引きは逮捕されることもある。しかし、特許権侵害は万が一、発覚しても逮捕されることはなく、現状は開発者や権利者からみると、甚だ不条理、侵害者には「お得」である。

経済成長の原動力であるイノベーションが絶え間なく生まれるよう、特許権を十分に保護する=侵害抑止効果のある紛争処理システムを構築しなければならない。侵害抑止のために、刑事司法の役割を否定するものではないが、音楽、映画といったコンテンツのデッド・コピーとは異なり、高度な技術がからむ特許紛争で刑事司法が出ていくこと（特許権侵害罪での起訴）が容易ではないことは関係者の共通の認識である。

とすれば、民事救済手続きが要（かなめ）となる。具体的には民事の損害賠償制度を改革し、一定の故意侵害の場合には立証された損害に追加して賠償を認めるようにすべきではないだろうか。日本は民事陪審を採用しておらず、職業裁判官による裁定である。我が国の裁判官は緻密さの点で世界に誇る資質を有しており、金銭評価面でも謙抑的すぎることが問題として指摘されるほどであり、非常識なレベルの賠償判決となることは想定しがたい。

ペンをマイクに持ち替えてから丸3年。これまで、法人実効税率の引下げ等の経済成長戦略、平和安全法制の整備などに取り組んできた。

自民党の知的財産戦略調査会は昨春、知財紛争処理システム検討会を立ち上げ、改革の検討に入った。検討会の座長として、国富増大に向け関係者の知恵を総動員し提言を近くまとめる。歴史に耐える内容としたい³¹。

② 著作権

日本の優れたコンテンツを使って国富を増やすには著作権法の見直しも必要です。著作権のうち、過剰保護となっている部分を適正化し、コンテンツの活用を促進するべきだと考えており、党の知財戦略調査会「コンテンツに関する小委員会」でも積極的に発言をしてきました（写真）。そんなこともあってか、毎日新聞から取材を受けました。



³¹ FACTA VOL.124 2016.8 永田町 HOT Issue 「輪番」連載 11

音楽、映画、出版物といった著作物を「公正な利用（フェアユース）」であれば無断、無償で利用できるように著作権法を改めるべきだという主張が、インターネット関連業界を中心に出され、政府・自民党内で検討が行われている。たとえば、ネットの世界に新しいサービスが登場して適法か違法か判断しづらい場合、国際競争に負けないよう「公正」という概念で見切り発車させ、決着は裁判でつけようという考え方だ。しかし、何を「公正」とするのか明確な線引きは難しく、著作物の権利者団体は「法的な混乱を招く」と反発している。

フェアユースを先行して導入しているのが米国だ。1976年改正の連邦著作権法は、著作物の公正な使用は著作権侵害にならず、著作権者の許諾なしに利用できるとしている。公正かどうかは利用の目的や性格、著作物の性質など四つの条件から判断するが、いずれも明確ではない。インターネットなど新たに生まれた著作権領域の利用については見切り発車的にフェアユースを認め、侵害を巡って紛争になれば裁判で決着をつけてきたという。

日本でも2000年代から、同様の制度を導入すべきだという要望がIT、電機業界を中心に出されている。麻生政権時代の09年、政府の知的財産戦略本部は「知的財産推進計画」で「権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容しうる権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入」を目標に掲げた。

フェアユースの導入を

このような書き出しで始まる記事は導入推進派として私のコメントを下記のように引用しました。

自民党の三宅伸吾参院議員は「新しいサービスに対応する法改正まで何年もかかっていては、ネットの世界では間に合わない。著作権者に経済的損失を与えない範囲で、著作物の無承諾利用を認めるフェアユースが必要」と話す。

自民党でこの問題を検討している小委員会（委員長・小坂憲次元文部科学相）は、昨年9月の中間とりまとめでフェアユースには直接触れなかったものの「権利者等の正当な商業的な利益と抵触しない利用に関しては、著作権侵害でないことを明確にするための柔軟な仕組みの導入が不可欠だ」とした³²。

日経新聞の編集委員だった10年ほど前、フェアユースの導入が必要だと主張し始め



³² 每日新聞 2016年2月29日 東京朝刊
<http://mainichi.jp/articles/20160229/ddm/004/010/022000c>

ました。自著『Googleの脳みそ—変革者たちの思考回路』(日本経済新聞出版社・2011年)でも必要性を詳述。当時、賛同者は少なかったわけですが、徐々に理解が広がってきてているように思います。実現までもう少しです。

4. 社員旅行と税

6月7日、国会内で開かれた中小企業家同友会全国協議会の「中小企業憲章・条例推進月間キックオフ集会」に参加。下記のような挨拶をしました。

自民党・経済産業部会の副部会長の三宅です。

6年前に閣議決定された中小企業憲章は訴えています。「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。このように中小企業は、国家の財産ともいるべき存在である」

中小企業は社会の土台

まさにこの通りです。ただ、残念ながら、過去最高益を更新する多くの大企業とは違って、中小企業の大半の業績はリーマン・ショック前の水準に回復していません。高齢化による廃業も続いています。中小企業経営者の世代別ピーク年齢は、この20年で19歳も上がり、現在、66歳。このままいくと、本当に大変なことになります。

日本社会の土台である中小企業をしっかりと支えていく——。この意味で、「中小企業憲章」を閣議決定にとどめず、さらに国民的共通認識とする様々な活動、啓発活動に賛同します。

中小企業の支援策として、外形標準課税の拡大阻止など様々な税制要望等をいただいております。税制について、要望に書かれていませんこと、私が取り組んでいるものを1つだけ紹介申し上げます。

家族的な経営、チームワークが競争力である日本の中小企業。従業員の慰安旅行は絆を深めるために極めて大事だと考えております。50%以上の従業員が参加するなど一定の条件を満たせば、経費の全額が福利厚生費として損金扱いになりますが、国税庁の公表資料をみると、年に1回行う会社と、数年に1回しかやらない会社とで、金額の上限に差をつけていません。これは是正すべきだと考えており、今、この問題に取り組んでおります。



稼いでも、投資などをせず内部留保を膨らませるばかりの企業が問題になっています。この解消策の1つとして、私は社員の慰安旅行を後押しすべきだと考えます。ただ、巷

間、1人当たりの支出額「10万以下基準」というのがあるそうです。しかし、法令上の根拠はなく、実は国税庁も10万円超なら、一切ダメとはしていません。毎年、慰安旅行を開催する会社と、数年に一度しか実施しないケースでは妥当な基準が当然、異なるべきですが、現状はそうなっていません。課税方針を見直し、国税当局はこの点を明確化すべきです³³。

5. 造船大国ニッポンへ

我が国製造業の盛衰を見渡すと、かつて世界市場を席巻したものの、新興国の台頭などで首位の座を追われた業界が少なくありません。しかし、こうした「追い抜かれ業界」にあっても、国内生産に軸足を置きながら、経営努力とアベノミクスの円安効果等により、近年、世界トップが再び視野に入ってきた業界があります。

この典型例が造船業です。生産の大半が日本国内であり、地方で雇用を拡大する世界ナンバー1が復活することは、経済成長に資するだけでなく、我が国の威信を大いに高めることとなります。

こんな思いを様々なところで話していたところ、日本海事新聞より取材がありました（写真）。掲載記事を引用します³⁴。

Q1 出身地(選挙区)と海や船とのゆかり、個人的な海や船との思い出

実家は香川県さぬき市の山村で、小学生になったころから志度湾に自転車で釣りに行っていた。釣り糸を垂れながら行き交う内航船を眺めたのが海事産業との最初の接点だ。

長じてからの思い出で忘れ得ないのは、大學進学以降、帰省で何度も利用した宇高航路。岡山側の宇野駅から電車を降りると、自分も含めて若者たちは連絡船の乗り場を目指して駆け出したものだ。

狙いは船内で提供されていたうどん。吹きさらしのデッキで食べるので、暮れの帰省のときは湯気がもうもうと立ちのぼる。

そのうどんを、吹き付ける瀬戸内海の潮風ごとすすりこむと「ああ、香川に帰ってきたぞ」という心地がしたものだ。



³³ 詳細は <http://www.miyakeshingo.net/news/%E6%83%85%E5%A0%B1/entry-512.html>

³⁴ 「われら海の応援団」 日本海事新聞・2016/4/15

Q2 海事産業(海運・造船・港湾など)に期待すること

造船業は地元香川の重要な産業でもあり、並々ならぬ期待を寄せている。造船業は 85%が国内製造で、さらにその国内拠点の 95%は地方にある。経済の観点から見れば、グローバルな成長産業が地方に根差しているということは、日本にとってとても大きな意味がある。

また、精神的な観点でみれば、日本の造船業が世界に誇れる産業というところも重要だ。ものづくり大国と言われた日本だが、今日、世界でそれほどの存在感のある産業がどれほどあるか。

日本の造船業が技術力を強みにさらにシェアを伸ばし、造船王国日本を復活させることは、子どもたちをはじめ日本の国民にとっての誇りにつながる。

Q3 将来的に海事関連で実現させたい政策のビジョンなど

(中略) 人材面では、日本人技術者・技能者の確保・育成は喫緊の課題だが、加えて製造業を中心に行われている外国人技能実習制度についても、造船業は失踪率が極めて低い優良な実習先だ。

日本人の確保と併せ、技能実習の法整備を含めた環境整備でも造船業を応援していきたい。

6. 四国の活性化（新幹線、遍路道、盆栽など）

3月 23 日には経済評論家の藻谷浩介さんを高松市の丸亀町にお招きし、街の活性化策について講演いただきました。200 人近い方が集まり大盛会でした。藻谷さんが講演で紹介された『世界の街のサッカースタジアム』。是非、ご覧ください³⁵。

四国新幹線

新幹線 1 キロ当たりの沿道人口を比較すると、四国新幹線は北海道や北陸と比べて見劣りしません³⁶。費用便益比も 1 超です。

「四国にだけ新幹線がないのは如何なものか」

6月 10 日、山本有二代議士（現・農水相）、浜田恵造知事らとともに、稻田朋美・自民党政調会長（現・防衛相）を訪ね、四国新幹線実現に向け調査費の計上を求めました。

参院選が終わるのを待って、翌月 16 日から四国ブロック両院議員会で知事らとともに北陸新幹線を視察。金沢駅近くの「近江町市場」は新幹線効果で来場者が 4 割増。その後、市内のホテルで、開業効果について地元関係者からヒアリングしました。中西吉



³⁵ <http://www.jleague.jp/video/detail/518/>

³⁶ 北海道・東北新幹線（盛岡～札幌）約 6100 人、北陸新幹線（高崎～敦賀）約 6600 人ですが、四国新幹線はこれらを上回る約 7300 人（岡山・倉敷市を入れると約 1 万 1200 人）。

明・石川県副知事、山野之義・金沢市長から、観光関連業などで経済効果が想定以上との説明がありました。



金沢市は約400年間、戦災、大きな自然災害に襲われておらず、古い街並みが保存されています。また、金箔、九谷焼など優れた伝統工芸、食文化も残っています。昨春の新幹線開業に向け、山野市長は「これまで市の限られた人的、財政的資源を考え、誘客のターゲットを首都圏、富裕層、女性に絞り込んできた」。

開業後の課題は金沢市、石川県の収容能力を超える観光客の数。結果、市民生活に「ざわざわ感」が出ているとか。例えば、市民の胃袋を支えてきた近江町市場。観光客が多過ぎ、地元の人が行きにくくなつたそうです。

「金沢市民のために、より金沢の魅力に磨きをかけていくのが市長としての責務」「能登の地域などからは、金沢が人口流出を食い止めるダムになってほしいとの要望があります。東京などに出て行かないで済むように」。市長のこうした発言が心に残りました。

翌日はシンクタンクの北陸経済研究所の川田文人理事長、藤沢和弘調査研究部担当部長、福井県の豊北欽一総合政策部新幹線政策監からヒアリング。金沢は、素晴らしい観光資源を新幹線開業でフル活用しています。

四国遍路を世界遺産に

8月8日午後には、四国遍路を世界遺産候補として暫定一覧表に追加するよう、関係する国会議員、4県知事、「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会の千葉昭会長（四国経済連合会会長）らと文化庁長官に求めました。



四国八十八ヶ所霊場会の大林教善会長（74番札所・甲山寺）とともに、86番札所・志度寺の十河陽之助副住職も同席されました。

空海ゆかりの八十八ヶ所霊場。全長1400kmの壮大な回遊型巡礼であり、四国の自然やおもてなし文化が深く関わっています。古き良き日本の景観が生き続けており、人類全体の財産として将来へ引き継いでいくべきものです。是非、世界文化遺産にすべきであり、関係者の皆さまと実現に取り組みます。



盆栽のユネスコ無形文化遺産登録

17日には盆栽のユネスコ無形文化遺産登録と、来春、日本で開催される世界盆栽大会への支援とを松野博一文部科学大臣と磯崎陽輔・農林水産副大臣に、盆栽振興議員連盟のメンバーとともに要望しました。「地元回りで忙しいお盆明けに、多くの議員が要望に来るとは珍しい」と

言わされました、熱意の表れです。

7. 日本を元氣にする会

3月14日、高松市内のホテルで国政報告会を兼ねた「三宅伸吾君と共に日本を元氣にする会」を開催していただきました。パワーポイントとスクリーンを使って、政治経済の動向や私の政治活動の一端をお知らせしました。多くの笑いと、「とってもためになった」との言葉をいただき、大変喜んでいます。その後の懇親会には多くの首長にもお集まりいただき、盛り上がりました。ご参会をいただいた皆さん、本当にありがとうございました。



4月12日には都内のホテルでも開催、私からはこんな趣旨のご挨拶をしました。



皆さん、こんばんは。（中略）議員バッチをつけて、この夏で丸3年になります。貴重な体験を数多く致しました。

特に昨年夏の平和安全法制の特別委員会。参議院でも、審議時間が100時間を超える難産の法案でした。私の専門は経済ですが、あるベテラン政治家から、こう言われたのが、きっかけで、頼み込んで特別委員会のメンバー

に入れていただきました。

「経済政策に失敗したら、内閣が倒れる。しかし、外交、安全保障に失敗したら、国が倒れる」

政治は結果

今国会では、所属する予算委員会での予算審議も終わり、様々な法案の審議が本格化しています。7月には国政選挙があり、気を引き締め、理事を務める法務委員会などでの職責を全うして参ります。

与党議員だからできことがあります。詳細は控えますが、人脈をフル動員し、テコの原理で、巨額の予算が動いたこともあります。

一方で、与党議員として、持論を封じ込める必要がある場合も少なくありません。例えば、政府提出法案が不十分な内容だと確信しても、国会の委員会など公の場で、持論を述べて正面から法案を批判することはできません。

与党議員が法案に難癖をつければ、法案審議に悪影響が出るからです。政府を支える与党議員としては、法案が国会提出される前に、党の会議などで粘り強く持論を訴え、法案修正を求めるのが筋です。

さて、かつて1万円札は聖徳太子。2014年暮れの総選挙。応援演説で、「福沢諭吉先生の行列が岡山から、瀬戸大橋を渡り、高松の中心街、三越の周りまではやってきた」と述べました。残念ながら、行列は足踏み状態と言わざるを得ません。中国経済の減速、原油価格の低迷による産油国の経済停滞など外的要因もありますが、将来不安から国内消費が盛り上がり上がらないことが大きな理由です。

しかし、政治は結果。全国津々浦々まで、いや、山奥まで、景気回復が実感できなければなりません。そのためには我が国が「稼ぐ力」を取り戻さなければなりません。

稼ぐ力を取り戻すには、

①労働力不足を解消するため、例えば、外国人技能実習制度の適正化と介護職の早期追加が必要です。介護離職者ゼロの実現には介護現場の人手不足を解消しなければなりません。

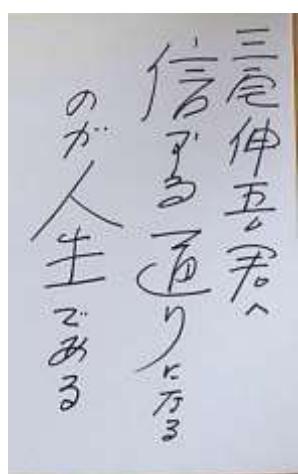
②生産性向上のための、様々な規制緩和が欠かせません。

③法人実効税率。早く、20%まで引き下げる必要があります。

賃上げ、雇用の拡大、設備投資を活発にしている企業、つまり「社会に利益を還元している企業」、適正な内部留保のところには先行して20%にしてはどうでしょうか。

④知的財産制度も抜本改革しなければなりません。他人の特許権を故意に侵害しても、捕まるではなく、損害賠償も低額で済む現状では、知識経済化の時代に国の国際競争力は向上しません。

命を使う「使命」



振り返れば7年前。国政に身を捧げようと考えました。当時の総理補佐官（現・世耕弘成経済産業大臣）からは「三宅は向いていない」と言われ、残念ながら、妻も説得できず、一時、断念しました。覚悟が足りなかつたと反省しています。

命を使うと書いて、使命。我が国が「稼ぐ力」を取り戻せるよう、そして日本が凛とした国家として、さらに発展できるよう、身を粉にして精進をさらに重ねます。

「信ずる通りになるのが人生である」。私の大好きな言葉です（写真は初出馬時にいただいた色紙）。焦らず、ひるまず、前へ前へと挑戦して参ります。今後ともどうぞご指導、ご鞭撻いただきますよう心よりお願い申し上げます。本日はお集まりいただき、本当にありがとうございました。

(六) 参議院選挙

1. 選対本部長

参議院選挙は6月22日、公示となりました。香川県選挙区では同日早朝、高松市の田村神社で、いそざき仁彦候補の出陣式を挙行。約1000人の支援者を前に、選挙対策本部長として、私は下記の趣旨の挨拶を述べました（写真は同日の丸亀城前広場での出陣式）。



政権奪還から3年半、安倍政権は暮らしを豊かにするため、経済再生に取り組み、一定の結果を出しました。例えば有効求人倍率は24年ぶりの高い水準。しかも北海道から沖縄まで都道府県全て1倍超で、これは史上初のことです。この流れをさらに加速させ、景気回復の実感を地方の隅々まで届けるため、この選挙戦を勝ち抜かねばなりません。

この夏からは18歳以上の方が投票できるようになります。若い皆さまの投票率が低いと、若者の声が国政に届きにくくなります。私たちは、日本の将来を担う彼らが投票したくなるような選挙戦とする責務があります。若者世代を含め投票率を高め、さらに未来志向の政治を実現致します。

文化、伝統を守る

自由民主党は自由と民主の旗の下、日米同盟を基軸にこれまで国の独立を維持してきました。厳しさを増す安全保障環境に切れ目なく対応するため、昨秋には公明党などの協力を得て平和安全法制を整備しました。

ところが、選挙を前に、野党は日本共産党と共に闘を結びました。共産党は日米安保条約を破棄し、平和を守る自衛隊の解散を掲げる革命政党です。民進党は日本の安全保障政策を根底から覆そうとする勢力と手を組んだわけです。

国民の平和な暮らし、文化、伝統を守るために、選挙戦では「野合」の危険性を丁寧に分かりやすく、国民に訴えていきます（写真は鉢八幡宮お田植え祭@三豊市財田町）。



連綿と続く日本の國。自民党は、この國から「暴力と破壊、革命と独裁を政治手段とするすべての勢力又は思想をあくまで排撃する」ため、約60年前に生まれました。我が黨の当然の責務を、断固完遂する戦いです。

「政治は国民のもの」。これが自民党の立党の原点。「経済再生」、「若者の未来」、「國の独立」をかけた戦いを勝ち抜く所存です。そして国民一人ひとりが希望を持ち、活躍できる社会、自助自立を基本としながら共助、公助で支えあ

う、温かい絆のある社会の実現に取り組んで参ります³⁷。

2. 絶滅危惧種

公示後、連日開いてきた、いそざき候補の個人演説会は盛況でした。ムードも良く、人があふれて立ち見席となる会場も少なくありませんでした。要因はひとえに、候補者の真面目でクリーンな人柄。ほぼすべての個人演説会場で、私は次のような応援演説をしました³⁸。



私、実は香川県絶滅危惧種保存会の会長をしております。絶滅危惧種？隣に立っておられる、いそざき候補のことです。どうして、絶滅危惧種なのでしょうか。

危惧種の条件 その①

いそざき候補は人の話に本当に耳を傾けます。様々な会議で、聞き耳をたてるだけでなく、大事なポイントはいつもメモをとられます。高級万年筆ではなく、安いボールペンです。1本108円のものではありません。百円ショップの10本入りです。会議で、居眠りをしたり携帯をいじったりは絶対されません。

危惧種の条件 その②

愚直で、パフォーマンスに走らない方です。自分が何もしていないにもかかわらず、他人の発案、努力、汗で実現した成果を、あたかも自分がすべてやったかのごとくふるまう人が少なからずいます。特に議員には多いのですが、候補者はパフォーマンスばかりの政治家とは真逆の人です。

危惧種の条件 その③

人の悪口を決して言いません。自分のことを棚に上げ、人のせいにばかりする人が多いわけです。特に政治家にはこうしたタイプが少なくありません。しかし、候補者が、愚痴、他人を悪く言うのを聞いたことが一回もありません。



今あげたポイントは、よく考えれば政治家としてというより、「人としての常識」、「基本」です。候補者が政策通で

³⁷ 三宅しんごメールマガジン第43号(2016.6.22発行)

配信の希望は kagawa@miyakeshingo.netまでお知らせください。。

³⁸ 動画はファイスブック「三宅しんご」の2016年6月28日掲載分「なぜ、いそざき仁彦候補は絶滅危惧種か？」 <https://www.facebook.com/miyakeshingo>

あることは当然のこと、これらの基本すべてが、ずば抜けて徹底しているという意味で、貴重で、希少な、絶滅危惧種なのです。

香川が全国に誇れる貴重な政治家、絶滅危惧種を絶やしてはなりません。今回の選挙、圧勝させていただき、いそぎ先輩のようにりっぱな政治家を全国津々浦々まで繁殖させていこうではありませんか。そうなれば皆さまのお子さん、お孫さんの時代の日本は必ず明るくなると確信しております。

以上、選対本部長兼「香川県絶滅危惧種保存会会長」としてのお願いです。

3. 未来志向

香川県選挙区では民進党が候補者擁立を見送りました。共産党などの候補者を相手とする、いそぎ候補優勢と早々に報じられていました。しかし、戦は油断した方が負けます。例えば、456年前の桶狭間の戦い。大軍を率いた今川義元は、わずかな兵の織田信長に敗れました。選挙も同じ。過去、当選確実と言われた大物政治家が何度も悔し涙を流してきました。

選対本部長としての悩みは楽勝ムードのなかで、陣営を最後まで緩めないこと。そして確実に勝利すること、勝つ以上は、圧勝することでした。

「未来志向の選挙戦」という課題もありました。安倍政権は「女性が輝く社会」を標榜していますが、自民党の香川県連は男性中心で党員の高齢化も進んでいます。選挙ビラへの証紙貼りなどでは女性の党員や支援者に大変、お世話になっていますが、党組織では女性は少数派です。



18歳以上に投票権

公示の翌日、大阪府箕面市の高校3年、サッカーチームマネジャーの辰巳稚歩（ちは）さんが期日前投票第1号というニュースに接しました（写真³⁹）。6月23日午前6時33分に投票した辰巳さんは「投票する瞬間ドキドキした」「両親から、どうせなら一番に投票したらと勧められた」そうです。

今回の参議院選挙では18歳以上の方が投票権を持つようになりました。公示前から、マスコミは各陣営が若い有権者に対し、どのように選挙戦を展開するかに高い関心を寄せており、選対本部長の私にも具体策の質問が絶えませんでした。

そこで、ある女性党員の提案を膨らませて、6月25日、高松市内のホテルで約300人の女性と18歳、19歳の有権者だけを集めた集会を急きょ開催しました。未成年の有権者と、いそぎ候補との意見交換会は事前打ち合わせが一切なく、ぶつけ本番。新有権者などからの率直な質問に、会場が大きな笑いに包まれました。

³⁹ <http://mainichi.jp/graphs/20160623/hrc/00m/010/001000g/1>

「投票したら、キャッシュバック、してもらえないですか？住民票、移していないので、選挙のために名古屋から香川に戻ってくるとお金がかかりますから」

「大学を出たら保育士になろうと思っています。

給料、もっと上げてもらえませんか？」

「四国新幹線の経済効果はどうなっていますか？」

7月8日夜は高松市サンポートホールでの総決起大会。少し趣向を凝らしました。通常、ガンバローコールでは最前列に応援のマイクを握った国会議員や自治体首長が立ち並びます。しかし、この日は3列目で、観客席からは来賓の姿が一切見えません。最前列と2列目には若い有権者が並び、下記の掛け声も18歳女性有権者にお願いしました。



心より御礼申し上げます。



香川の未来のために、
輝くニッポンのために、
いそざき仁彦さんの勝利のために、
がんばろう！がんばろう！がんばろう！

入場者が2千人を超える、3階席まで立ち見となった総決起大会。参加してくださった若い方に、政（まつりごと）の熱気を肌で感じてもらうためでした。

7月10日午後8時になると同時に当確のニュースが流れました。ご支援をいただいたすべての皆さんに

(七) おわりに

国政報告が第7号となりました。

国民と国家のため、これからも精進を重ねます。

「私が、我が運命の支配者、私が、我が魂の指揮官です」⁴⁰。

⁴⁰ I am the master of my fate, I am the captain of my soul.

英国の詩人ウィリアム・アーネスト・ヘンリーの詩「Invictus」より。

<https://www.poetryfoundation.org/poems-and-poets/poems/detail/51642>

【略歴】

1961年、香川県さぬき市末（旧大川郡志度町末）の農家4人兄弟の長男に生まれる。

1967年、志度町立志度小学校・末分校入学。

志度中学、高松高校、早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。



1986年、日本経済新聞社に入社。企業取材を経て1989-1990年、米コロンビア大学留学。

1993年-1995年、東京大学・大学院法学政治学研究科（修了）。

同社復帰後、東京本社編集局産業部、経済部、政治部記者などを経て2003年、政治部編集委員に。経済法制、成長戦略を専門とし著書多数。

証券部兼政治部、法務報道部の編集委員であった2012年8月、同社を退社。

2012年8月、公募で選ばれ、自由民主党香川県参議院選挙区第2支部長就任。

2013年7月、第23回参議院議員通常選挙・香川県選挙区より当選。



【役職】（2016年8月25日現在）

➤ 参議院

法務委員会・理事。予算委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、沖縄及び北方問題特別委員会、国際経済・外交に関する調査会の各委員。

➤ 自民党

政務調査会法務部会・部会長代理、経済産業部会副部会長、知的財産戦略調査会「知財紛争処理システム検討会」座長、魅力ある都市・地域創造本部事務局次長、IT戦略特命委員会幹事、資源・エネルギー戦略調査会水素社会推進小委員会幹事、法務・自治関係団体委員会副委員長、広報本部新聞出版局次長など。



【著作】



『Google の脳みそ 変革者たちの思考回路』（日本経済新聞出版社・2011年）、『市場と法 いま何が起きているのか』（日経BP社・2007年）、『乗っ取り屋と用心棒 M&A ルールをめぐる攻防』（日本経済新聞出版社・2005年）、『知財戦争』（新潮新書・2004年）、『弁護士カルテル』（信山社出版・1995年）など多数。

自民党員、後援会「伸友会」の会員を募集しています。
共に日本の「今」を支え、「未来」を創りましょう。
皆さまのご加入を心よりお待ちしています。

三宅伸吾



【お申し込み】

- 党員 <http://www.miyakeshingo.net/member/>
- 後援会 <http://www.miyakeshingo.net/supportgroup-entry/>

【お問い合わせ先】

- メールアドレス kagawa@miyakeshingo.net
- 香川県高松市木太町 2343-4 木下産業ビル 2 階 TEL : 087-802-3845
- 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 604 号 TEL : 03-6550-0604

【発行：自由民主党 香川県参議院選挙区第 2 支部】